

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年10月 8 日

水 曜 日

第5434号

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定 1
- 指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示

公安委員会告示

- 少年指導委員の氏名等 4

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請
- 中部管区広域緊急援助隊合同訓練用家屋の設営及び撤去業務に係る一般競争入札の実施 6
- 土地改良区の役員の就退任 9

監査委員公告

- 監査の結果の公表 10

告 示

富山県告示第379号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和 7 年10月 8 日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地

短期入所	令和7年 10月1日	1610201046	社会福祉法 人くるみ	高岡市佐野 548番地2	りすの森ラ イフ（短期 入所）	高岡市上黒 田 269番地 1の2
------	---------------	------------	---------------	-----------------	-----------------------	-------------------------

富山県告示第380号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

令和7年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す べき医療の種類	予告期間の 終了の年月 日
名称	所在地			
訪問看護ステー ションひまわり	氷見市大野1255 番地1	育成医療、 更生医療	訪問看護	令和7年 10月31日

富山県告示第381号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第189条の規定による告示

及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和7年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不分明であ る通知の相手方
富山市八尾町島地字明地谷17、319	喜多重時

2 通知の内容

1 の森林について、農林水産大臣から令和 7 年 7 月 9 日農林水産省告示第1103号により保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったので、令和 7 年 1 月 10 日富山県告示第 4 号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

3 森林法第 189 条による掲示

令和 7 年 9 月 26 日から富山市役所に掲示した。

富山県告示第382号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189 条の規定による告示
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249 号）第33条の 3 において準用する同法第33条第 3 項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189 条の規定により当該通知を南砺市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和 7 年10月 8 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林の所在場所及び所在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不分明である通知の相手方
南砺市漆谷字上中平 4	山本徳次
南砺市小瀬字中平27、32の 1、32の 3、32の 4、37の 1、39、43の 1、字池平 6、7、10、17の 1、30、32の 1	羽馬喜代治

2 通知の内容

1 の森林について、農林水産大臣から令和 7 年 8 月 28 日農林水産省告示第1295号により保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったので、令和 7 年 1 月 10 日富山県告示第 5 号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

3 森林法第 189 条による掲示

令和 7 年 9 月 25 日から南砺市役所に掲示した。

富山県公安委員会告示第86号

少年指導委員の氏名等について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により令和7年10月1日付けで少年指導委員を委嘱したので少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第4号）第3条第4項の規定により告示する。

令和7年10月8日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

氏名	連絡先	活動区域の名称	活動区域
中橋 友子	富山西警察署生活安全課 TEL 076-466-0110（代）	富山西区域	富山西警察署管内

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、富山県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和7年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
下新川郡朝日町月山 281番	田	177㎡

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金

の額

所在及び地番	農地を利用する 権利の始期	存続 期間	借賃に相当する 補償金の額
下新川郡朝日町月山 281番	令和 8 年 3 月 31 日	5 年	4,600円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 7 年10月22日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り 5 番13号 富山興銀ビル10階

富山県農林水産部農業経営課

(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

中部管区広域緊急援助隊合同訓練用家屋の設営及び撤去業務に係る一般競争入札の実施

中部管区広域緊急援助隊合同訓練用家屋の設営及び撤去業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和7年10月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 委託の名称及び数量

中部管区広域緊急援助隊合同訓練用家屋の設営及び撤去業務 一式

(2) 委託の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和7年11月10日から令和7年11月30日までとする。

(4) 委託の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であつて、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による令和7・8年度建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

3 入札に参加する資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める提出書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出期限

令和 7 年 10 月 16 日 午後 5 時 15 分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部警備部庶務係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

令和 7 年 10 月 8 日から同年 10 月 16 日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

令和 7 年 10 月 20 日 午前 10 時

(4) 入札書の提出方法

直接持参

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時 令和 7 年 10 月 20 日 午前 10 時

(2) 開札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 2 階 206 会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会のもとで行う。ただし開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、一切の費用を含んだ総額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を履行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
 - (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
-

土地改良区の役員の退任

舟橋村土地改良区の役員であった次の者が令和 7 年 9 月 12 日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 19 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 8 日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	樋 口 信 夫	中新川郡舟橋村舟橋 658 番地
同	酒 井 信 行	同 同 国重 116 番地 3
同	藤 城 道 博	同 同 古海老江 81 番地
同	澤 田 均	同 立山町塚越 114 番地
同	前 原 英 石	同 舟橋村竹内 492 番地
同	森 崎 進	同 同 東芦原 178 番地
同	明 和 衛	同 同 海老江 125 番地
同	田 鍋 靖 直	同 同 佛生寺 98 番地 1
監 事	稲 田 順 市	同 同 稲荷 20 番地 5
同	松 田 敏	同 同 舟橋 397 番地
同	吉 川 良 二	同 同 東芦原 200 番地
同	竹 田 亮 成	同 上市町森尻 441 番地

土地改良区の役員の就任

舟橋村土地改良区の役員に次の者が令和 7 年 9 月 13 日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 19 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 8 日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	樋 口 信 夫	中新川郡舟橋村舟橋 658 番地
同	酒 井 信 行	同 同 国重 116 番地 3

10	令和7年10月8日	富山県報	第5434号
同	藤城道博	同	同 古海老江 81番地
同	澤田均	同	同 立山町塚越 114番地
同	前原英石	同	同 舟橋村竹内 492番地
同	森崎進	同	同 同 東芦原 178番地
同	明和衛	同	同 同 海老江 125番地
同	田鍋靖直	同	同 同 佛生寺 98番地 1
監事	吉川良二	同	同 同 東芦原 200番地
同	松田敏	同	同 同 舟橋 397番地
同	多鍋和彦	同	同 同 稻荷 37番地
同	竹田亮成	同	同 同 上市町森尻 441番地

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、令和 7 年 7 月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年10月 8 日

富山県監査委員 奥 野 詠 子
 富山県監査委員 井 上 学
 富山県監査委員 田 中 篤 人
 富山県監査委員 高 橋 正 樹

1 県の機関

(1) 監査対象箇所	監 査 年 月 日
知事政策局 総 合 政 策 課	令和 7 年 8 月21日
同 広 報 課	令和 7 年 8 月19日
同 政 策 推 進 室	令和 7 年 8 月21日
同 企 画 室	令和 7 年 8 月21日

監査対象箇所**監 査 年 月 日**

地方創生局	ワンチームとやま推進室	令和7年8月28日
同	デジタル化推進室	令和7年8月25日
経営管理部	人 事 企 画 室	令和7年8月25日
同	秘 書 課	令和7年8月22日
同	統 計 調 査 課	令和7年8月21日
同	財 政 課	令和7年8月5日
厚生部	こ ども 家 庭 室	令和7年8月7日
同	医 務 課	令和7年8月5日
同	生 活 衛 生 課	令和7年8月5日
同	薬 事 指 導 課	令和7年8月8日
同	く す り 振 興 課	令和7年8月8日
商工労働部	成 長 産 業 推 進 室	令和7年8月7日
同	地 域 産 業 振 興 室	令和7年8月7日
土木部	富 山 港 事 務 所	令和7年8月8日
出 納 局	検 査 室	令和7年8月22日
同	出 納 課	令和7年8月22日
同	総 務 会 計 課	令和7年8月28日
同	高 岡 出 納 室	令和7年8月22日
同	砺 波 出 納 室	令和7年8月22日

(2) 監査対象年度

令和5年度及び令和6年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法に

より監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

＜＜注意事項＞＞

- ア 収入証紙報告書に誤りがあった。（2箇所）
- イ 収入未済に対する事務処理が遅れているものがあった。
- ウ 補助金の変更交付決定が必要であったのに行われていないものがあった。
- エ 過年度支出が生じた。
- オ 支払が遅延しているものがあった。（5箇所）
- カ 交通事故による損害が生じた。（2箇所）
- キ 物品の損傷による損害賠償が生じた。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所	監 査 年 月 日
富 山 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	令和7年8月19日
公益財団法人富山県暴力追放運動推進センター	令和7年8月19日

(2) 監査対象年度

令和6年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められた。